

さいたま市住民主体による生活支援サービス事業

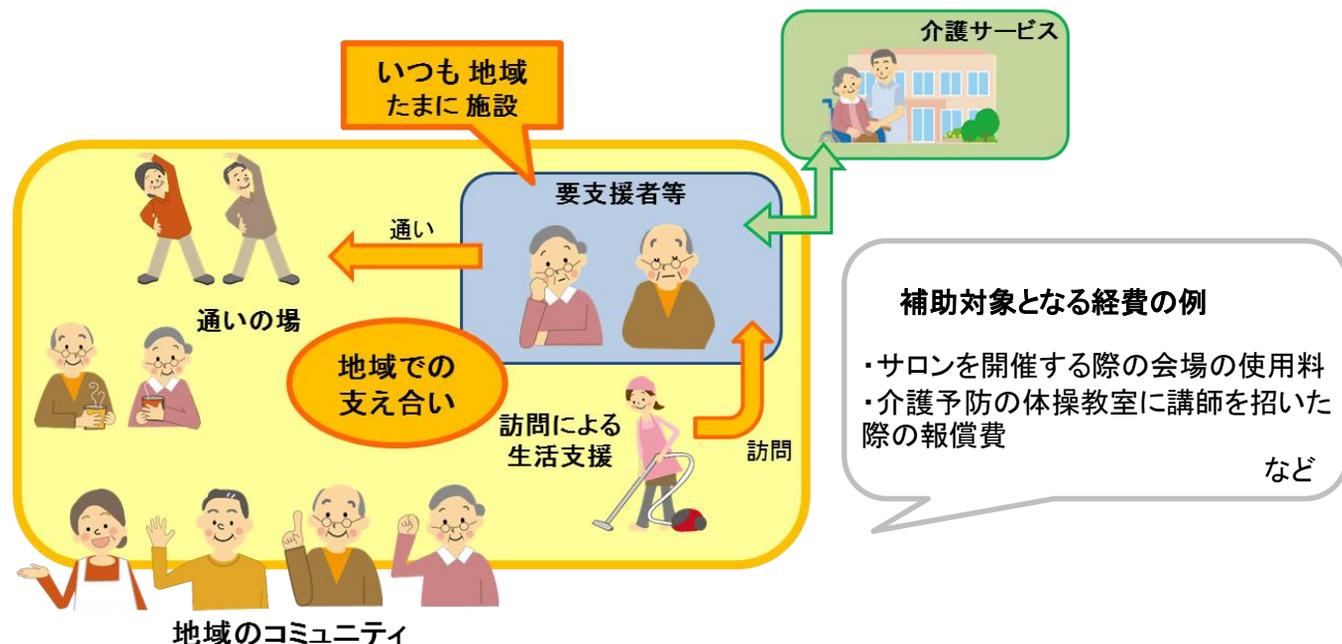
住民主体による生活支援とは？

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域での幅広い支援が必要です。

この事業は、そのような支援体制を整備することを目的に、要支援者等※¹に日常生活上の支援を提供するボランティア団体、地縁組織、NPO法人などに対して、補助金を交付する事業です。

例えば、ちょっとした支援が必要な状態になったとき、公的な介護保険サービスもありますが、地域で活動される方に、少し気にかけてもらえれば、介護保険サービスを利用していない時間も安心して暮らせるのではないのでしょうか。「住民主体による生活支援」とは、既に地域にある「助け合い」のことです。

※¹）要支援者等とは、要介護等認定申請を行い「要支援」と判定された方、基本チェックリストの実施で「事業対象者」と判定された方のことです。



地域に支援が必要になった方がいても、地域での支え合い活動を継続することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける方が増えます。

どんな団体が対象なの？

市内で活動しているボランティア団体や自治会などの地縁組織、NPO法人等が対象です。

「支援の必要な方に対する活動実績がない団体」は、さいたま市が開催する研修等※²の修了者がいれば対象となります。（年度内の研修等を受講し修了する見込みのある人でも可）

※²）「地域の担い手養成研修」「いきいきサポーター養成講座」「認知症サポーターステップアップ講座」

どんな活動が対象なの？

要支援者等を支援する事業が補助対象です。補助対象期間中に、要支援者等の利用が1名もなかった場合は補助できません。

(1) 要支援者等のご家庭に訪問して生活を支援する活動

(例) 大きいものや重いものなどの買い物代行、調理のお手伝い、ゴミ出し、電球の交換などの高所作業、布団干し、階段の掃除、庭の草刈り



(2) 要支援者等を中心とした通いの場づくりなどの活動

(例) みんなで行う体操や簡単な運動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なお茶会などの交流会

補助対象となる経費は？補助金の上限は？

●補助金の算定

団体が支出した以下の経費にコーディネーター加算を加えた額を補助します。

※ただし、団体の支出（経費区分1及び経費区分2）からその支出に充てるための収入を差し引いた額の方が少ない場合にはそちらの金額となります。

対象経費（経費区分1）	詳細
報償費	講師に支払う謝礼、サービスの利用調整を行う人件費、サービス提供に係る人件費
光熱水費	自宅を会場とした場合等の光熱水費 (事業を行なった時間で按分した金額が対象)
賃借料	電話、パソコンなどの活動に必要な設備の賃借料
使用料	会場の使用料、駐車場使用料

・コーディネーター加算

団体と地域包括支援センター、団体と区役所間の調整の役割を担うため、コーディネーターを配置した団体に、最大2人まで、コーディネーター加算をします。

<加算する金額>

$$\text{コーディネーター加算} = 500\text{円} \times \text{補助対象期間の月数} \times \text{配置人数}$$

●補助金の上限額

$$\text{補助金額の上限}^{\ast 3} = 5,000\text{円} \times \text{補助対象期間の月数}$$

※3) 複数の区で事業を行う場合は上限が異なりますので、募集要項をご確認ください。

補助金の計算方法やコーディネーター加算の要件などについては、募集要項をご覧ください。

お問い合わせ

●各区役所高齢介護課

(西 区) TEL: 620-2668 FAX: 620-2762	(北 区) TEL: 669-6068 FAX: 669-6167
(大宮区) TEL: 646-3068 FAX: 646-3165	(見沼区) TEL: 681-6068 FAX: 681-6160
(中央区) TEL: 840-6068 FAX: 840-6167	(桜 区) TEL: 856-6178 FAX: 856-6271
(浦和区) TEL: 829-6153 FAX: 829-6238	(南 区) TEL: 844-7178 FAX: 844-7277
(緑 区) TEL: 712-1178 FAX: 712-1270	(岩槻区) TEL: 790-0169 FAX: 790-0267

●福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

TEL: 048-829-1257 FAX: 048-829-1981